

大川市議会第3回定例会会議録

令和7年6月9日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼)会計課長	山田秀幸
人事秘書課長 (併)監査事務局長	山口馨
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	龍健司
企画課長	古賀章子
学校教育課長	添田宗孝
学校教育課主幹指導主事	下川勝彦

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	西原真
議会事務局書記	古賀直
議会事務局書記	松家奈美子
議会事務局書記	原耕平

4. 付議事件

1. 開 会 の 宣 告

1. 会 期 の 決 定

1. 諸 般 の 報 告

1. 議 長 辞 職 の 件

1. 議 長 選 挙

1. 副 議 長 辞 職 の 件

1. 副 議 長 選 挙

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第43号)

1. 常 任 委 員 の 選 任

1. 議 会 運 営 委 員 の 選 任

1. 議 席 の 変 更

1. 久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

1. 議 案 の 上 程

報告第1号 令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並び
に令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等
の報告について

報告第2号 令和6年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について

報告第3号 令和6年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

報告第4号 令和6年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告について

議案第34号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）

議案第35号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例）

議案第36号 大川市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

議案第37号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 令和7年度大川市一般会計補正予算

議案第40号 財産の取得について

議案第41号 市道路線の廃止について

議案第42号 市道路線の認定について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第1号～第4号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第34号、第35号、第40号、諮問第1号)

午前9時30分 開会

○議長（遠藤博昭）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第1号 令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてなど14件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から6月20日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりと

いたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果並びに定期監査について、監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

次に、去る5月20日、東京国際フォーラムにおいて開催されました第101回全国市議会議長会定期総会に出席いたしましたので、その概要を御報告いたします。

本総会に提出されました議案は、各部会提出議案27件と、会長より提出されました議案5件でございました。

その主なものは、部会提出議案として、令和6年能登半島地震に関する要望、多文化共生社会の実現に向けた外国人受入れに係る環境整備に対する財政措置の拡充についての要望、エネルギー価格・物価高騰対策についての要望、地域公共交通の維持・存続の支援拡充についての要望などでありました。

また、会長提出議案として、多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の権能強化に関する決議、地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進に関する決議、頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議、令和6年能登半島地震等からの復旧・復興に関する決議などがなされました。

議長会といたしましては、いずれも多く地方自治体が課題としている重要な案件ばかりでありますことから、満場一致をもってこれらを採択し、関係機関に対し強力な要望行動を展開することに決定したところであります。

なお、本総会において永年勤続議員に対する表彰が行われました。本市議会からは、4年以上の正副議長表彰として平木一朗議員、10年以上の永年勤続議員として馬淵清博議員、龍誠一議員、私の3名が表彰の栄に浴しましたので、この際、御報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで表彰状伝達並びに市長からの感謝状贈呈のため、暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

午前10時1分 再開

○議長（遠藤博昭）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、これから私の一身上の事件が議題となりますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

古賀副議長、議長席にお着き願います。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

〔遠藤議長退席〕

午前10時1分 休憩

午前10時2分 再開

○副議長（古賀寿典）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席をされましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、これから私が議長の職を執ることにいたします。よろしく願いいたします。

お諮りします。本日、遠藤博昭議員から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたします。

ここで辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

辞 職 願

今般、大川市議会の申し合わせ事項に従い、議長の職を辞しますので許可されますようお願いいたします。

令和7年6月9日

大川市議会議長 遠藤博昭

大川市議会副議長 古賀寿典 殿

○副議長（古賀寿典）

お諮りいたします。遠藤博昭議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、遠藤博昭議員の議長辞職を許可することに決しました。

ここで除斥議員の入場を求めます。

〔遠藤博昭議員入場〕

この際、お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりましたので、この際、議長の選挙を本日の日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次は議長選挙となりますが、議長選挙に入る前に、ここで暫時休憩いたします。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 再開

○副議長（古賀寿典）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これから議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議場の閉鎖は終わりました。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから投票用紙を配付させます。お願いします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

順次、これから点呼に応じ、投票記載所において投票用紙に被選挙人の名前を記載した上、

御投票をお願いします。

直ちに点呼を命じます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

点呼の前に重ねて申し上げますが、投票に当たりましては、選びたい方の氏名、すなわち名字と名前をフルネームで御記入ください。議員の中には同じ名字の方もいらっしゃいますので、御注意いただきたいと思います。

それでは、点呼を始めます。

〔投 票〕

1番 永尾 学 議員	8番 龍 誠一 議員
2番 宮崎 貴仁 議員	9番 内藤 栄治 議員
4番 馬淵 清博 議員	10番 川野 栄美子 議員
5番 永島 幸夫 議員	11番 遠藤 博昭 議員
6番 宮崎 稔子 議員	12番 永島 守 議員
7番 西田 学 議員	13番 平木 一朗 議員

最後、3番です。古賀寿典議員。

○副議長（古賀寿典）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に前回の本会議における署名議員の次の議席番号である11番遠藤博昭議員及び12番永島守議員を指名します。両議員の立会いをお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、これから開票をいたします。

〔開 票〕

これから開票の結果を報告いたします。

投票総数13票であります。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち、有効投票が11票、無効投票が2票でございます。

有効投票のうち、

永島 守議員 7票

内藤 栄治議員 3票

平木 一朗議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票でございます。よって、永島守議員が大川市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました永島守議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長が決定しましたので、以上で私の職務は終わりました。各位の御協力、衷心より感謝申し上げます。

永島守議員、議長席にお着き願います。

議長交代のため、暫時休憩します。今、暫時休憩ということになりましたので、次の時間は10時30分から行いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（永島 守）

それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、謹んで御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

私は、ただいま議員諸氏の御推挙によりまして、名誉ある大川市議会議長の職に就くこととなりました。誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝を申し上げたいと思っております。自らの浅学非才を省みて、責任の重大さを一層痛感しているところでもございます。

私もこの大川市議会に30有余年、こうして関わりを持たせていただいております中において、近年、特に政治や行政のその運営の在り方について、いろんな疑問も持っていたところでございます。また、こうして私はこれまで多くの自分なりの政策も皆様方の前にしっかりと訴えてまいったわけでございますけれども、こうして皆さん方を目の前にして、公の場所でなかなか政策等について語る機会もございませんでした。そしてまた、近年のこの行政のありよう、まさに議会のありようともに、市民の皆さん方も果たして大川市の将来がどうな

るであるのかと、しっかりと案じておられるのもまた事実でございます。

私は大川市議会の議長として、今後しっかりと正義感を持ち、政治の道一筋にしっかりと邁進してまいる所存でございますので、どうぞ市民の皆さん方も、また議場におられます議員の皆さん方も、ぜひ大川市後世のために一緒にしっかりと同じ方向を向いてまいっていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、所信の挨拶、当選の挨拶にさせていただきます。

以上でございます。

それでは、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日、古賀寿典議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題いたします。

なお、本件については、古賀寿典議員の一身上に関する件につき、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔古賀副議長退席〕

ここで辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

辞 職 願

今般、大川市議会の申し合わせ事項に従い、副議長の職を辞しますので許可されますようお願いいたします。

令和7年6月9日

大川市議会副議長 古賀 寿典

大川市議会議長 永島 守 殿

○議長（永島 守）

お諮りいたします。古賀寿典議員の副議長辞職を許可することに皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、古賀寿典議員の副議長辞職を許可することに決しました。ここで除斥議員の入場を求めたいと思います。

〔古賀寿典議員入場〕

この際、お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を本日の日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次は副議長選挙となりますが、副議長選挙に入ります前に、ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これから副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議場の閉鎖は終わりました。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れはなしと認めます。

次に、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。

順次、これから点呼に応じ、投票記載所において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、御投票をいただきたいと思ひます。

直ちに点呼を命じます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

それでは、重ねて申し上げますが、投票に当たりましては、選ぼうとされる方のフルネームをはっきりと御記入ください。

それでは、点呼を始めます。

〔投票〕

1番 永尾 学 議員	7番 西田 学 議員
2番 宮崎 貴仁 議員	8番 龍 誠一 議員
3番 古賀 寿典 議員	9番 内藤 栄治 議員
4番 馬 渕 清博 議員	10番 川野 栄美子 議員
5番 永島 幸夫 議員	11番 遠藤 博昭 議員
6番 宮崎 稔子 議員	13番 平木 一朗 議員

12番の永島議長は自席にて最後をお願いします。

○議長（永島 守）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

それでは、これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人にさきの議長選挙の開票立会人の次の議席番号である13番平木一朗議員及び1番永尾学議員を指名いたしたいと思ひます。それでは、両議員の立会いをお願いしたいと思ひます。

開票をお願いいたします。

〔開票〕

これから開票の結果を御報告いたします。

投票総数は13票であります。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち、有効投票が13票、無効投票がゼロ票でございます。

有効投票のうち、

平木 一郎議員 7 票

内藤 栄治議員 4 票

川野栄美子議員 2 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票でございます。よって、平木一郎議員が大川市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました平木一郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

この際、副議長、壇上から御挨拶をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（平木 一郎）（登壇）

皆様こんにちは。ただいま御推挙いただきました平木一郎、副議長就任させていただきます。もちろん大川市議会全般にわたり、皆さんにしっかりと議員各位のサポートをさせていただきたい旨と、議長のサポートをしっかりとさせていただきたいと思っております。どうか皆様よろしく願いいたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（永島 守）

何でしょうか。（「議長不信任案を提出いたします」と呼ぶ者あり）

ただいま龍議員から議長不信任案の動議が提出されました。

動議成立にはほかに1人以上の賛成者が必要であります。提出に賛成の諸君は起立をいただきたいと思っております。

〔賛成者起立〕

所定の賛成がありますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時 休憩

午後1時 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市議会議員内藤栄治議員外3名から議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議が提出されております。

本件については私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席をさせていただきます。

〔永島議長退席〕

○副議長（平木一郎）

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席されましたので、これから私が議長の職を執ることといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、この際、お諮りいたします。本日、内藤栄治議員外3名から永島守議員に対する議長不信任決議が提出されました。この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、提出者の説明を求めます。9番。

○9番（内藤栄治）（登壇）

皆さんこんにちは。ただいま大川市の将来を考える会代表、内藤栄治として、永島守議員に対する議長不信任決議を提出いたします。

龍誠一議員は永島守議員により、自分の言うことを聞かないという理由で議会事務局内において暴行を受け、刑事裁判の結果、暴行罪で刑が確定し、永島守議員には前科がつかしました。そのような方は大川市議会の議長としてふさわしくありません。

以上です。

○副議長（平木一郎）

提出者の説明は終わりました。

それでは、これから議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。11番ですかね。11番のみでよろしいんですか。5番は違いますね。（発言する者あり）質疑ですよ。ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま質疑の通告がありましたので、これを許可いたします。11番遠藤博昭

議員。

○11番（遠藤博昭）

じゃ、お尋ねいたします。この事件は何年前にあった事件でしょうか。

○副議長（平木一郎）

9番。

○9番（内藤栄治）

この事件といいますと、平成27年6月議会においてです。

○副議長（平木一郎）

11番。

○11番（遠藤博昭）

この間、議会選挙は何回ありましたでしょうか。

○副議長（平木一郎）

9番。

○9番（内藤栄治）

ちょっと教えてください、選挙のことなら。

○副議長（平木一郎）

9番、質問に対する、議案に対する提案者ですので、お願いいたします。

○9番（内藤栄治）

平成27年からやから、平成27年、令和で、2回ぐらいかな。

○副議長（平木一郎）

11番。

○11番（遠藤博昭）

最後の質問になります。

先ほど2回選挙があったということをおっしゃいました。この選挙というのは、まさに民意です。よく市長がお言葉を使われる、民意でもって議員になってきているわけです。しかも、2回も選挙という洗礼を受けた中で上がった議員に対して、まだ議長という役職の中で何もなされていない人に対する不信任案を出すこと自体、市民を侮辱することに値すると思えますけど、いかがでしょうか。

○副議長（平木一郎）

9番。

○9番（内藤栄治）

選挙でみそぎが終わったと言いますが、この前の選挙でも、有権者数が2万7,317人で50.42%が投票、実際が1万3,773票ぐらい、計算すると。そうすると、永島守議員の得票数は1,001票、これは13分の1ぐらいなんですね。これでみそぎがあったというような考えは自分にはないと思います。

○副議長（平木一郎）

これもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。8番——ちょっと待ってくださいね。8番、7番、5番、10番、11番。（「7番より5番が早かった。手を挙げるの」と呼ぶ者あり）この中で反対討論をされる方。10番ですね。（「手を挙げた順番やろう」「うんにゃ、反対討論が先」と呼ぶ者あり）順番はこちらのほうで決めますが、基本的に反対討論が先、次に賛成討論の入れ替わりですね。（「賛成のほうが3人、4人手を挙げた」と呼ぶ者あり）それもこちらのほうで、議長のほうで決めさせていただきます。（「手を挙げた順番ではない……」「まずは反対討論」と呼ぶ者あり）

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

まず最初に、10番川野栄美子議員。（発言する者あり）反対討論を言っていますので。10番。

○10番（川野栄美子）

いいですか。

○副議長（平木一郎）

はい。

○10番（川野栄美子）続

それでは、反対討論を言わせていただきます。

議会だよりの194号、令和2年11月1日の発行によりますと、この中でこのような問題が実は取り上げられております。これを見まして、やっぱり議員の皆様も、龍議員と、それから、永島守議員のこの一件について、まだ議会に入っていないからこういうふうなものを知らないという方もたくさんいらっしゃるみたいですが、たまたま私は、ここの議会事務局内で起きた出来事ですけども、そこからちょっと離れたところにいましたけれども、2

人とも大きな声で、何かけんかがあっているねというふうな感じはしたということは事実です。それも、議場じゃないにしたって、使ってはいけないような感じの言葉で言うというのは議員として品格がないということを思ったのは、痛烈にそれは覚えております。

この中に、議案の内容の中に、狭い事務局での出来事で、4名の職員の方が一部始終を目撃しており、一方的な暴力ではないということが明らかになっています。これはどちらも言うから、それぞれ言い分があった。一方的な龍議員だけのものではない、両方やっぱりそれがあったということがしてあります。

それで、その後、警察の事情聴取で、龍議員の調書を全て受け入れて――聞かれた中でですね。それで、末尾に、永島守議員が署名捺印をしたという事実があったということであります。そやから、お互いにこれを見て、印鑑を押してということになったということなのです。

じゃ、そういうことをしまして、既に10万円の支払いが5年前に済まされ、その後、龍議員から約630万円の損害賠償が請求されたが、福岡高裁の判決で、治療費4,040円、通院費240円が認められたということです。これは裁判ですので、お支払いしなくちゃいけません、その割合をどう割るのかというのの中に、1割を永島議員、残りの9割を龍議員が負担するという判決があったということであります。だから、これは裁判によってこういうふうになったという事実であります。

この中に、永島守議員が議長にふさわしくないという案件が出されましたけど、これは一方的な暴力ではなかったということがこの中に入っております。そして、因果関係は認められないということも入っておりますので、そういうことをしましたら、出されました内容と少し違う。事実はこちらやったということはしっかり認めないと、ただあれが好かん、これが好かんという問題ではないということをお願いしたいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○副議長（平木一朗）

続きまして、5番永島幸夫議員。

○5番（永島幸夫）

5番永島幸夫であります。私は令和2年9月議会において提出されました内容を朗読させていただきます。

決議の内容。「我々は、暴行事件を起こした永島守君に対して、議員辞職勧告を表明するものであります。平成27年6月議会において、永島守君他が議員提出した議案「議員定数削

減議案」の採決は、可否同数となり議長裁決で否決されました。永島守君は、その採決に当たり反対意見を表明した龍誠一君に対して、議会事務局室内で暴行事件を起こしました。その結果により、龍誠一君は首に痛みを感じ、病院で診察を受けたところ「頸椎捻挫」と診断されました。その後、龍誠一君は、永島守君を筑後署に告発しました。警察署の調べで、永島守君は「暴行の事実」を認め、暴行理由を「自分の意見に反対したからだ。」と供述しております。その結果、刑事裁判では「暴行罪により罰金支払い」の判決が確定し、また民事裁判では令和2年3月、「賠償金支払い」の判決が確定したところであります。そもそも議会は、言論の府であり、議論には議論で応じるのが当然であるにも拘らず、採決で反対意見を表明した者に対して、暴力をふるうなど言語道断の行為であり、議会制民主主義を根底から覆す行為であります。議会人として断じて看過できません。よって、我々は、裁判の結果を重く受け止めると共に、永島守君に対し猛省を促し、ここに「議員辞職勧告決議案」を提出するものであります。」という内容でございます。

そこで、私どもは道徳的善良な市民代表として発言するものであり、永島守議員は議長職はふさわしくありません。

以上です。

○副議長（平木一朗）

次に、7番西田学議員。

○7番（西田 学）

皆さんこんにちは。議席番号7番、西田学です。賛成討論をさせていただきます。

永島守議員は、平成27年6月、議会事務局内で事件を起こした後に、直ちに自ら責任を取るべきでした。その後の選挙で当選したからいいと言われても、それはみそぎとは言えません。

また、そのときの辞職勧告議案が否決されたわけですがけれども、賛成以外の票は全て白票でした。反対と書かれた票は一枚もありません。こういう方が二元代表制の一方のトップであり、また、議会を代表する議長にふさわしいとは思えません。

したがって、私は議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議、これに賛成をいたします。

以上です。

○副議長（平木一朗）

次に、9番内藤栄治議員。

○9番（内藤栄治）

会派の代表として不信任決議案を先ほど読ませていただきましたが、今度は私個人として、内藤栄治として一言発言させていただきたいと思います。

先ほど川野議員が言われたように、罰金の、福岡高裁では治療費4,040円とか、通院費240円とか、これを10等分するとか、それを1対9とかすることが説明されましたけど、私はそういう問題じゃないと思うんですよ。こういう事件を起こしたということが議会人としてよいか悪いかなんですかね。そこを皆さん考えてくださいよ。

そして、みそぎを受けたと言われても、選挙が2回かあったけれども、でも、これは本人に対して、この事件に対してのみそぎじゃないと思います。議員として投票されて来るのは、それは法律で決められているからよいとしても、大川市の顔になるんです、今度から。議長という立場は。大川市の顔になる人が過去にこういう事件を起こしたということに反対理由があるんです。これからは周りの市町村、全国議長会議、いろんな場面に大川市を代表して行かれます、議長になったらですね。そうなった場合に、大川市の民度、品度が問われるやろうと思うんです。大川市はどういう決断をしたかということ。私はそこを皆さん方に訴えたいんです。そのために、こういう議長選出のあれはちょっとおかしいんじゃないかと。

これから大川市の民意の声が上がってくるやろうと自分は思います、この件に関して。そのとき、皆さん方が説明責任は必ず負っていただきたいと思っております。

以上で私の賛成意見を述べさせていただきます。

○副議長（平木一朗）

次に、8番龍誠一議員。

○8番（龍 誠一）

8番龍誠一でございます。皆さん御存じのとおり、私は当事者議員でございますので、あんまりいろいろ言い訳はしたくありません。ただ、当時を思い起こしますと、何で反対したつかということで暴力を受けました。だから、これはおかしいと、議会内でこんなことをするなんて何というやつだと私はそのとき思いました。ですので、すぐ筑後署に被害届を提出し、そして、彼はどうなったかという、本人は自分の意見に反対したからということをはっきりと認めて、最終的に裁判では暴行罪により罰金の命令が出て、彼に前科が1つつきました。そして、その後、私は個人的に本人に賠償を求めたんですけども、応じなかった

ので裁判をかけました。そして、240円とか4,040円とか書いてありますけど、実際はこんな額じゃありません。ちょっと私も裁判資料を見ないと、最終的に幾らの判決だったかは今ここで言うとも間違いが生じるので言いませんけれども、こういう金額ではありません。

これの、平成27年のこの議案に対しても、私自身が結局皆様を信用し過ぎた部分もあり、否決となりましたが、中には、私は数人はいまだに信用しているというか、立場上仕方なかったのかなというような思いもしているような次第でございます。

そういう流れの中に、私もしっかりと我慢をしながらずっと今日までやってまいりました。いつか、いつか、いつか分かってくれるだろうと思ったんですが、何でかこういう形が続いているような状況でございます。ただ、私としては、やっぱりこういう事件が大川市の子どもたちに影響を与えないかなという、それだけをずっと心配してまいりました。そういう状況の中で、今度、そうやって暴行事件を起こした彼がこの神聖なる議会のトップとして名前が挙げたものですから、それは違うだろうということで、意を決して皆様に訴えている次第でございます。

以上です。

○副議長（平木一朗）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。4番馬淵議員。

○4番（馬淵清博）

この件について、私、退席をしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○副議長（平木一朗）

どうぞ。

〔馬淵清博議員退席〕

議案第43号 永島守議員に対する議長不信任決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本決議案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

〔永島議長入場〕

〔馬淵清博議員入場〕

午後1時26分 休憩

午後 2 時14分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、これから日程に従い、常任委員の選任の件を議題といたします。

常任委員の選任は、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長が指名することになっております。

ただいまから指名しようとする各常任委員の氏名を局長に朗読させます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

朗読いたします。

〔総務委員会〕

永 尾 学 議 員 永 島 幸 夫 議 員 宮 崎 稔 子 議 員
遠 藤 博 昭 議 員 永 島 守 議 員

〔文教厚生委員会〕

宮 崎 貴 仁 議 員 古 賀 寿 典 議 員 龍 誠 一 議 員
平 木 一 朗 議 員

〔産業建設委員会〕

西 田 学 議 員 馬 淵 清 博 議 員 内 藤 栄 治 議 員
川 野 栄美子 議 員

以上でございます。

○議長（永島 守）

ただいま局長の朗読のとおり指名をいたします。

それでは、常任委員が決定いたしましたので、この際、委員会条例第10条第 1 項の規定により、正副委員長互選のため、委員会を開いていただきます。

委員会の開催場所は、総務委員会、第 1 委員会室、文教厚生委員会、第 3 委員会室、産業建設委員会、第 2 委員会室、以上のとおり定めます。

ここで委員会の開催のために暫時休憩いたします。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が決定されておりますので、御報告を申し上げます。

総務委員会 委員長 遠藤 博昭議員、副委員長 宮崎 稔子議員

文教厚生委員会 委員長 宮崎 貴仁議員、副委員長 古賀 寿典議員

産業建設委員会 委員長 内藤 栄治議員、副委員長 西田 学議員

と決定をいたしております。

次に、議会運営委員の選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することになっております。

ただいまから指名しようとする議会運営委員の氏名を局長に朗読させます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

読み上げます。

総務委員会から遠藤博昭議員と宮崎稔子議員、文教厚生委員会から宮崎貴仁議員と古賀寿典議員、産業建設委員会から内藤栄治議員と西田学議員。

以上です。

○議長（永島 守）

ただいま局長朗読のとおり指名いたします。

これから委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため、議会応接室にて議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

ここで委員会開催のために暫時休憩をいたします。

午後 2 時 52 分 休憩

午後 4 時 16 分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ここでお知らせをしておきたいと思います。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することを皆さん方にお知らせしておきたいと思います。

それでは、議会運営委員会の正副委員長が決定されておりますので、この際、御報告をいたします。

委員長に遠藤博昭議員、副委員長に古賀寿典議員がそれぞれ選任されておりますので、御報告をいたしておきたいと思ひます。

次に、議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があると認めるときは、会議に諮って議席を変更することができることになっております。よつて、今回、常任委員会の変更に伴い、議席の変更が必要であるため、議席番号及び氏名をただいまから朗読させていただきます。局長。

○議会事務局長（西原 真）

それでは、1番から読み上げます。

1番 永尾 学 議員	8番 龍 誠一 議員
2番 宮崎 貴仁 議員	9番 平木 一朗 議員
3番 古賀 寿典 議員	10番 内藤 栄治 議員
4番 西田 学 議員	11番 川野 栄美子 議員
5番 馬淵 清博 議員	12番 遠藤 博昭 議員
6番 永島 幸夫 議員	13番 永島 守 議員
7番 宮崎 稔子 議員	

以上でございます。

○議長（永島 守）

ここでお諮りいたします。ただいま朗読のとおり議席を変更することに皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、ただいま朗読のとおり議席を変更することに決定いたしました。

これから議席移動及び準備のため、暫時休憩といたします。

午後4時18分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、久留米広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

本市から選出すべき人数は、同事務組合理約第5条の規定により、本市からの選出数は2名であり、うち1人は議長をもって充て、残り1人は議会において議員のうちから選挙することになっております。

この際、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米広域市町村圏事務組合議会議員に副議長の9番平木一朗議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました平木一朗議員を久留米広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、平木一朗議員が久留米広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました平木一朗議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

次に、議案の上程を行いたいと思います。

市長から議案14件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第1号 令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについて、これまでの案件14件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行ってまいります。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

本日ここに、令和7年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多端の中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、この議会に提案いたしております議案は14件であります、その内訳は、報告4件、そして、条例議案5件、予算議案1件、そのほか4件であります。

まず、報告第1号 令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について御説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し報告するものでありまして、同財団の経営状況を説明する書類として、令和6年度事業報告及び決算並びに令和7年度事業計画及び収支予算等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第2号 令和6年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告につきましては、庁舎大規模改修事業及び旧緒方家住宅整備事業に要する経費につきまして、令和6年度の継続費繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 令和6年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、道の駅整備予定地地盤対策工事ほか8事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和7年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 令和6年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告につきましては、水処理施設増設事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終えることができなかったため、令和7年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議案第34号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から一部施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年4月1日から一部施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

次に、議案第36号 大川市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、本年5月に実施した職員アンケート調査の結果を踏まえ、本市職員に対するカスタマーハラスメントを含む不当要求行為等の迷惑行為を防止するとともに、不当要求行為等がなされた場合の対応等に関し必要な事項について規定する条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第37号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、災害そのほかの非常の場合における排水設備指定工事店の指定について、円滑に工事が実施されるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第38号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、災害そのほか非常の場合における給水装置工事の施行について、円滑に工事が実施されるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第39号 令和7年度大川市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策に基づき実施する定額減税し切れない方等への不足額給付事業などに係る歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

議会費につきましては、デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業業務委託料2,541万円を計上いたします。

総務費につきましては、人事給与システム改修業務委託料402万6千円及び定額減税不足額給付金給付事業1億2,353万5千円を計上いたしております。

民生費につきましては、公費負担医療費助成システム改修業務委託料286万円及び生活保護システム改修業務委託料162万8千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、新規就農者育成総合対策費補助金493万8千円及び活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金2,819万5千円を計上いたしております。

教育費につきましては、町内公民館施設整備事業費補助金1,970万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は2億1,029万2千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入をもって充当する次第であります。

次に、議案第40号 財産の取得について御説明を申し上げます。

本議案は、消防ポンプ自動車について、既存車両の老朽化による買換えを予定しているため、購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 市道路線の廃止及び議案第42号 市道路線の認定につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として岡洋介さんを推薦しようとするものであります。

岡さんは人格、識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、重要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（永島 守）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りをいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第1号 令和6年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに令和7年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について、報告第2号 令和6年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について、報告第3号 令和6年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、報告第4号 令和6年度大川市下水道事業会計予算繰越計算書報告について、議案第34号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）、議案第35号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第40号 財産の取得について、諮問第1号 人権擁護委員

候補者の推せんについて、以上8件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それではまず、報告第1号から報告第4号までの4件を一括議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第1号から報告第4号までについては以上で御了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第34号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたしたいと思います。

議案第34号 専決処分の承認について（大川市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第35号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、よって、次に進みたいと思います。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第35号 専決処分の承認について（大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第40号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際、お諮りをいたします。明日6月10日と11日の2日間は議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、次の本会議は来る6月12日の午前9時から開くことになっておりますので、念のために申し添えておきたいと思っております。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。御苦労さまでございました。

午後 4 時40分 散会